

さ情審査答申第113号
平成26年 8月19日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成26年4月23日付けで貴職から受けた、「平成26年1月14日に改製原戸籍謄本が交付された際の請求書」（以下「本件対象個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成26年1月30日付け岩区区第764号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の一部について取り消し、本件対象個人情報のうち委任者の氏名の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人（以下「申立人」という。）が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) さいたま市が保有する私の個人情報の開示請求をしたが、条例第14条第2号に該当するとして一部しか開示されなかった。不開示理由として同号アの開示請求者以外の正当な権利利益が害するおそれがあるためとしている。正当な権利利益と抽象的に表現しているが、どのような権利、また、どのような法的利益が侵害されるのか、具体的に提示しないで、正当な不開示理由と言えない。

(2) 本件のような場合は、開示されることにより保護される開示請求者の利益と不開示にすることにより保護される第三者の利益が衝突する問題である。一方の利益を全面的に保護して、他方の利益を犠牲にしてよいという問題でなく、保護する利益の衝突をバランス良く保障することが求められる。その結果、私は私の個人情報の方が第三者の個人情報より、より強く保護すべきと考える。

(3) 私の利益と第三者の利益は、「プライバシー権」であると考ええる。お互いに個人のプライバシーを尊重しなければならない。プライバシー権は、憲法上保障されている「具体的権利」であると解することができる。それを法律・条例でも保障しているわけである。私の個人情報も条例は勿論のこと、憲法上も保障されている。従って、濫りに、第三者に交付されては困る。

(4) かつて、住民票は、誰でも特に正当事由がなくても、自由に閲覧、開示が認められていた。そのため個人のプライバシー権が侵害された事例がたくさん発生し、その反省と現代社会に於けるプライバシー権の重要性、保護の必要性の高揚から、法律、条例でプライバシー権が法制化された。

以上から、地方公共団体が保有する個人情報の保護の必要性の方が、公表（交付）する必要性より、より強く保護すべきである。

(5) 一部開示された情報の中に、「相続登記」があり、「住民票 8 通、印鑑証明書 8 通、戸籍謄本 7 通、改製原戸籍謄本 9 通」、さらに「A（原戸籍 3 通）」、「B（原戸籍 3 通）」、委任状の一部がある。委任状の委任する内容の記載として、「〇〇の出生から死亡するまでの連続した状態の謄本」がある。

以上により、相続登記に関する手続きをするために必要な書類を交付請求したのであろうと推測できる。

(6) 上記（5）中にあるAは私の父であり、Bは私の祖父である。私はAの相続人の一人であり、Aの相続問題はまだ未解決の状態にある。そのため、私の個人情報の交付請求書の内容から判断して、Aの相続に関係あるように思えてならない。

そうすると、私の開示請求は、第三者によって、私の財産への危険（危害）の未然防止、拡大防止を図る観点から開示することが必要と認められる情報と考えられる（条例第14条第2号但書）。よって、私は、私の個人情報の交付を請求した請求者本人の氏名のみの開示を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 申立人は、「さいたま市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱」（平成22年4月30日さいたま市告示第585号。以下「要綱」という。）に基づく本人通知制度（以下「通知制度」という。）に登録しており、実施機関からの通知により、申立人について記載のある改製原戸籍謄本6通が第三者に交付された事実を知った。申立人から改製原戸籍謄本が交付された際の請求書の開示請求がなされ、実施機関では、第三者の個人情報に係る部分を条例第14条第2号に該当し、不開示として一部開示決定を行った。
- 2 これに対し、申立人は、誰が自分に関する戸籍書類の請求をしたのかを知るべく、不開示とされた部分のうち、代理人に依頼した委任者の氏名のみの開示、具体的には、2枚の委任状に書かれた本人（委任した人）の氏名の開示を求めている。
- 3 申立人は、自分の情報が他人に渡ったとの主張をしているが、そもそも古い戸籍（原戸籍）謄本には、父母や祖父母といった直系血族だけでなく、おじ、おば、兄弟姉妹などの傍系血族の情報が記載されており、申立人以外の父若しくは祖父を同じくする者が自分の直系血族の戸籍を取得し、結果的に申立人の情報を取得したとしても、正当な自己の情報の請求の一環であり、他人に渡ったとは言えないと考えられる。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

申立人は、実施機関に平成26年1月21日付け個人情報開示請求書を提出し、申立人の戸籍情報の記載のある改製原戸籍謄本が請求された際の第三者の請求書の開示を求めた。実施機関は、当該第三者から提出された平成26年1月14日付けの「住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等交付請求書」（以下「交付請求書」という。）及び当該請求に係る委任状2通を本件対象個人情報と特定した。

2 本件異議申立てについて

- (1) 交付請求書が実施機関に提出され、交付を受けたものの中に、関係者が筆頭者となる改製原戸籍謄本に申立人の戸籍情報が記載されていた。当該交付は通知制度に登録していた申立人の知るところとなった。通知制度は、要綱で定める住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録した

者に対し、その交付の事実が通知されるものである。

申立人は、濫りに本人の個人情報に第三者に交付されては困るとして、本件処分により開示されなかった当該交付請求書を代理人に依頼した委任者の氏名の開示を求める異議申立てを行ったものである。

- (2) 当審査会では、本件異議申立てに係る実施機関からの諮問を受けて、交付請求書及び当該請求に係る委任状2通の見分を行った。その結果、第三者が請求した交付請求書及び委任状2通は、申立人が相続人ではない相続登記に必要な関係者の住民票、印鑑証明書及び戸籍に係るものである。従って、交付請求書及び委任状は申立人の住民票の写し等を取得するために提出されたものではないことが分かった。

次に、この異議申立てに係る見分結果に基づいて当審査会は以下に検討を行う。

3 本件処分の妥当性について

- (1) 前記2(2)に明らかにしたように交付請求書及び委任状は、申立人の住民票の写し等の交付を求めたものでない。申立人は交付請求書の開示を請求したが、実施機関は条例第14条第2号本文により第三者の個人情報を不開示とし本件処分を行ったものである。本件処分により一部開示された交付請求書のうち、窓口に来られた方の欄中使いみち「相続登記」、及び改製原戸籍謄本6通（「A（原戸籍3通）」及び「B（原戸籍3通）」の部分）についての記載部分は、通知制度に基づき通知された、さいたま市住民票の写し等交付通知書の交付した住民票等欄にある「改製原戸籍謄本」の記載、及び通数欄にある「6」の内容が開示されたものである。
- (2) 申立人は、本件処分に対し不開示とされた委任者の氏名の開示を求め、異議申立てを行ったものである。第三者が交付請求書により取得した、関係者が筆頭者となる改製原戸籍謄本に、申立人の戸籍情報が記載されていた。住基法又は戸籍法が不正の取得目的を有する者を排除しながら第三者からの住民票の写し等の取得を認めていることから現行の法制度の下では通常に起こることである。こうしたとき、当該改製原戸籍謄本を取得した第三者の氏名の開示は認められるか。

第三者が他の人の住民票の写し等の取得をするために、交付請求書に記載した、第三者の氏名等の個人情報が条例上開示することが必要である情報に当たるかどうか、各地方自治体においてその判断が分かれているところである。

今回の交付請求書の請求目的が申立人の戸籍情報を求めたものでないことで、各地方自治体で判断が分かれている問題と別の考察が求められる

る。

申立人の戸籍情報は、第三者が申立人以外の他の人の戸籍情報を求めた際に、付随して当該第三者のもとにもたらされたものである。取得しようとして求めたものでなく第三者にとっては特に必要とする情報ではないと考えられる。このような事情について検討すると、この情報を得た第三者の氏名の開示については、申立人の戸籍情報を知った第三者の氏名の開示を求める申立人の利益と、付随的に申立人の戸籍情報を得た第三者の氏名を開示しないことによって得られる当該第三者の利益を比較衡量した場合、当審査会として第三者の氏名を開示しないことによる第三者のプライバシーの利益が守られるべきものと考えられるものである。

したがって、実施機関が条例第14条第2号により、第三者の正当な権利利益を害するおそれがあるものとして、本件対象個人情報のうち委任者の氏名を開示しない本件処分は妥当である。

- (3) 申立人は、本件処分における付記された開示しない理由について、正当な不開示理由と言えないと主張するが、実施機関は開示しない部分を明示し、それを開示することが第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると具体的に述べている。条例第19条第1項の規定による理由付記は適法に行われているので、申立人の主張に理由はない。

なお、申立人は、親族間の相続問題について未解決の状態にあることについての事情を言うが、今回の交付請求書の請求者本人の氏名の開示にはその点を斟酌して判断すべきものでなく、また、申立人のその余の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものでないため言及しない。

- 4 以上の次第であるから、当審査会は、異議申立てに理由がないので、前記第1のとおり答申するものである

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成26年 4月23日	諮問の受理（諮問第360号）
②	同 年 5月13日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 6月 2日	異議申立人から意見書を受理
④	同 年 6月12日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 8月 7日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者

(五十音順)